「建築物エネルギー消費性能適合性判定」「建築物省エネ法届出」の添付図書一覧

長野県建設部建築住宅課

- 添付する設計図書には設計者の記名が必要です。
- 表中の図書の種類については、明示すべき事項を他の図書に明示したときは省略することができます。

	明示すべき事項	提出要否			
 図書の種類		適判	届出		備考
口日マバエス			法第19条 第1項	法第19条 第4項	C. HIN
委任状	建築物省エネ法の認定申請の委任内容	A	A	A	参考様式
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネル ギー消費性能基準に適合するものであることの 説明	•	-	_	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	•	•	•	
	縮尺及び方位				
配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び 申請に係る建築物と他の建築物との別			•	
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。)の位置	•	•	_	
仕様書(仕上げ表を含む)	部材の種別及び寸法			_	
江水青(江エリ衣を召む) 	エネルギー消費性能確保設備の種別				
各階平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井 の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能確保設備の位置	•	•	-	
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法 及び算式	•	•	•	
用途別床面積表	用途別の床面積	•	•	•	
立面図	縮尺 外壁及び開口部の位置 エネルギー消費性能確保設備の位置	•	•	-	
断面図及び矩計図	縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造				
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造	•	•	•	
	各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造				
各部詳細図	縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する 部分の材料の種別及び寸法	•	•	_	
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他 の計算を要する場合における当該計算の内容	•	•	_	一次エネル ギー消費量計 算結果・外皮 計算結果等

図書の種類		明示すべき事項				
			適判 届出		出	
	四日初往从	9187 (2498		法第19条 第1項	法第19条 第4項	בי מו
機器表	空気調和設備	 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種		77.1-7	27.1-54	
<u>(住戸を</u> <u>除く)</u>	空気調和設備以外の機 械換気設備	別、仕様及び数 給気機、排気機その他これらに類する設備の種 別、仕様及び数				
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数				
		給湯器の種別、仕様及び数			_	
	給湯設備	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕 様及び数				
		節湯器具の種別及び数				
	空気調和設備等以外の エネルギー消費性能の 確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の 確保に資する建築設備の種別、仕様及び数				
	空気調和設備	空気調和機の種別、位置、仕様、数及び制御方法				
	空気調和設備以外の機 械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位 置、仕様、数及び制御方法				
機器表	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法				
機器表 (住戸に 限る)	給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位 置、仕様、数及び制御方法		•	-	
	中午刊和引用答りはる	節湯器具の種別、位置及び数				
	空気調和設備等以外の エネルギー消費性能の 確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の 確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数 及制御方法				
仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度 制御方法	•	•	-	
	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先				
	空気調和設備以外の機 械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び 連結先				
系統図	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先	•		-	
	空気調和設備等以外の エネルギー消費性能の 確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の 確保に資する建築設備の位置及び連結先				
	空気調和設備	縮尺	-			
		空気調和設備の有効範囲				
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置				
	空気調和設備以外の機	縮尺				
	空気調和設備以外の機 械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	•			
	照明設備	縮尺				
各階		照明設備の位置			_	
平面図	給湯設備	縮尺				
		給湯設備の位置				
		配管に講じた保温のための措置				
		節湯器具の位置				
	昇降機	縮尺				
3		位置				
	空気調和設備等以外の エネルギー消費性能の 確保に資する建築設備	縮尺 位置				
	確保に資する建築設備					

図書の種類		明示すべき事項	提出要否			
			適判	届出		備考
				法第19条 第1項	法第19条 第4項	MII . 2
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	•	•	-	
	空気調和設備以外の機 械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法				
	照明設備	照明設備の制御方法				
	給湯設備	給湯設備の制御方法				
	空気調和設備等以外の エネルギー消費性能の 確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の 確保に資する建築設備の制御方法				
評価書		省エネ適判機関又は住宅性能評価機関が交付する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類	-	-	•	
	注意) ・法第15条第4に基づき、届出の特例を受ける場合は必ず必要となります。					
その他		居住者以外の者のみが利用する部分の求積図		•	•	複合建築 物の場合
		居住者のみが利用する部分の求積図	•			
		居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分の求積図				
	7.00	性能確保計画が建築物の増築又は改築に係る ものである場合にあっては、当該確保計画に係 る建築物の部分が現に存することとなった日を証 する図書又はその写し	•	•	A	増築又は 改築の場 合
	その他	届出に係る非住宅部分の床面積の合計が2千平 方メートル以上である場合にあっては、次に掲げる図書 ア 当該非住宅部分のうち、内部に間仕切壁又 は戸を有しない階又はその一部であって、その 床面積に対する常時外気に開放された開口部の 面積の合計の割合が20分の1以上である部分を 明示した図書及び当該部分の求積図 イ アの常時外気に開放された開口部の位置を 明示した図書及び当該開口部の求積図	-	Δ	Δ	

「提出要否」欄の凡例 ● <u>必須</u>(省令)

▲ 必須(県)

△ 必要に応じて